

第5回「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」議事概要

日 時 : 平成24年3月28日(水) 午後2時から午後4時
場 所 : 日本証券業協会 第1会議室

次 第

1. プレゼンテーション

○ 宮本佐知子 氏

(野村資本市場研究所 主任研究員)

○ 安藤委員

○ 森中委員

2. 自由討議

3. その他

4. 閉会

議 事

座長から開会の挨拶の後、「本日は『少子化と教育資金について』というテーマでご議論
いただきたい。」との発言があり、宮本氏、安藤委員及び森中委員からプレゼンテーション
が行われた。

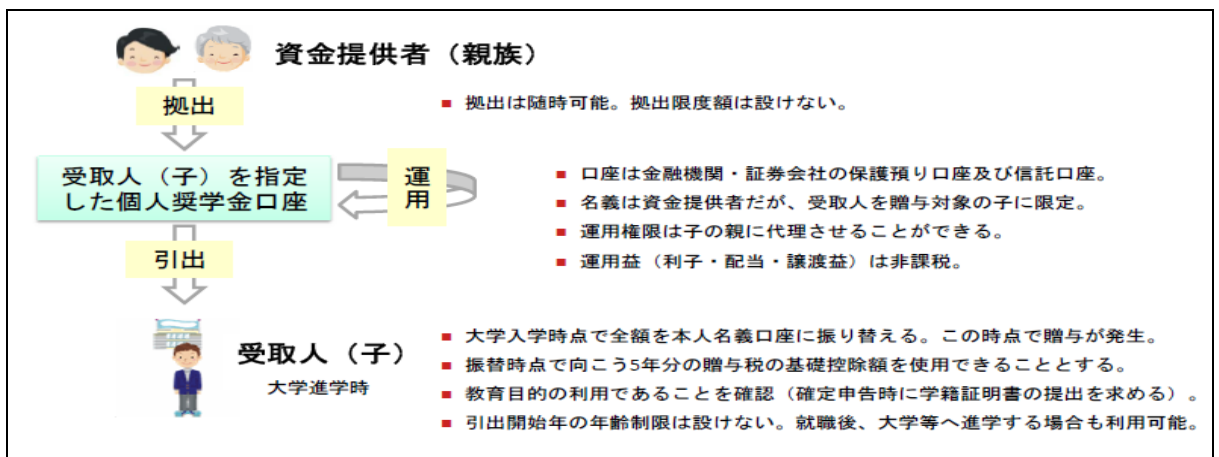
1. プレゼンテーション

○ 宮本氏からのプレゼンテーション

【 宮本氏のプレゼンテーション「求められる高等教育資金積立運用制度 ー人口減少を
人材増で克服するためにー」概要 】

- ・ 教育大国は過去の話になりつつある日本

- ⇒ アジアにおける大学進学率比較において日本は5位
- ・ 日本では大学教育費の家計負担が特に重い
- ・ 家計の教育負担は増加中
- ・ 大学教育費が最も高い
- ・ 大学授業料と家計所得
 - ⇒ 家計の可処分所得に対する大学授業料の割合は上昇が続く
- ・ 伸び悩む現役世代の賃金所得
- ・ 家計資産は60歳代以上に偏在
- ・ 子育て世代の貯蓄目的は「教育資金作り」がトップ
 - ⇒ 世論調査による調査結果
- ・ 教育費問題は人口動態の変化と表裏一体
 - ⇒ 人口動態の変化により、50歳代前後の世代に①子どもの教育費、②本人の老後の生活資金の準備、③親の介護費用が重なる
 - ⇒ 子どもの教育に充当できる資金を確保しづらくなるという問題を抱える
- ・ 教育費問題は人口動態の変化と表裏一体
- ・ 問題の解決策：「負担の時間分散」は金融の本質的役割
 - ⇒ 我が国に欠けている大学教育費負担の「時間分散手段」
- ・ 家計の教育費負担への支援制度の日米比較
 - ⇒ 事前に資産形成することを支援する税制優遇制度がアメリカにはあって日本にはない
- ・ 海外事例① 米国の教育資金積立運用制度：529プラン
- ・ 海外事例② 英国の資金積立運用制度：ジュニアISA（旧：チャイルド・トラスト・ファンド）
- ・ 日本で導入すべき個人奨学金口座（案）のイメージ



- ・ 個人奨学金口座導入の意義

- ① 現在高齢世代に偏在する資産を、次世代育成に目的を絞って早期に移転を促すことができる
- ② 家計の自助努力を支援し、努力した家計に報いることができる
- ③ 長期投資の担い手となる子育て世代のニーズに応え、投資教育も兼ねることができる

○ 安藤委員からのプレゼンテーション

【 安藤委員のプレゼンテーション 「日本版『Child Trust Fund』を！」概要 】

- ・ 日本版『Child Trust Fund』の提言

⇒ サラリーマン家庭でも私大医学部へ（希望する高等教育・大学教育への機会の提供）

- ① 政策としての意味

- ◇ 財政問題の足かせ無し（何かを削ることは不要、新たに制度をつくるだけ）
- ◇ 一世代だけではなく親から子へ複数世代でお金を増やしていく発想

- ② 基本的なスキーム

- ◇ 子供の誕生からスタート ⇒ 中学卒業15 歳までは解約不可
⇒ 更に18 歳～22 歳までの延長オプション
- ◇ 親の収入で口座引落とし ⇒ 月間 1,000 円～100,000 円
- ◇ インセンティブ・・・インカム・キャピタルゲインも非課税
- ◇ 運用モデル・・・・・・5 本程度のモデル提供（50%は国債と地方債で運用）
- ◇ ローン・・・・・・積立てたFund を見合い担保として
緊急時は、授業料・教材費等に限ってローンを提供

- ③ Segregated Saving A/C へのシフト

- ◇ 仮に出口（15 歳・18 歳～22歳）でFund の支出が不要だった時は、55 歳満期のSegregated Saving A/C に引き継ぐことを可能にする
- ◇ 55 歳満期 ⇒ 早期退職とセカンドライフへの対応を視野に入れる
- ◇ 子供が成人したら自分の収入で口座引落としへ ⇒月間5,000 円～100,000 円

・・・・・・・・22 歳 ～ 55 歳として33 年間

- ◇ インセンティブ・・・Child Trust Fund と同じく非課税に
- ◇ 運用モデル・・・・・・・・5 本程度のモデル提供（50%は国債と地方債で運用）
- ◇ ローン・・・・・・・・緊急時は、子供の住宅・学費・自動車に限りローン提供
直接払込方式等Child Trust Fund のローンに準拠
- ◇ 更に子供(孫)が生まれた時は、再びChild Trust Fund へ
⇒ ポジティブな資金の循環へ

④ 波及的な効果

- ◇ 現行年金制度の制度問題により消費支出が抑制され、経済が停滞している状況 ⇒ この現状から脱却する効果を期待
- ◇ 国債の安定的な買い手
- ◇ 金融リテラシーの向上・・・・・・・・母親と子供に投資へ

○ 森中委員からのプレゼンテーション

【 森中委員のプレゼンテーション 概要 】

1. 20年、30年後の国内経済情勢は予想し難いが、少なくとも現在の10代20代の若者が、それを担っているであろうことを疑う余地があるだろうか。
2. 日本版チャイルド・トラスト・ファンドの必要性
 - (1) 昨今の個人投資家事情
 - ・ 日本人の保有する日本株は着実に減少
⇒ （株券を相続する事例）被相続人の損失の記憶が鮮明であり、相続人の保有意欲が減退
⇒ （若年世代の事例）生活費負担が重く、まとまった資金を運用する余裕はない
 - ・ 日本の国力の低下を招くおそれ
 - (2) 株式投資以前の問題
 - ・ この20年間で国内の企業は約100万社減少
 - ・ 健全な新規公開企業も激減

⇒ 起業は投資であることの理解と起業家精神の欠如が浮き彫り

- ・ 日本の再生・経済成長は起業＝投資の実行数で決まる

(3) The future belongs to the young

- ・ 日本版チャイルド・トラスト・ファンドの導入の必要性
- ・ 将来、子供たちが資金を手にした時のための投資教育も必要

2. 自由討議

- ・ 宮本氏が示したスキームのうち、贈与税の非課税枠を新たに設けることについては、現行の税制で既に存在する年間の贈与税の非課税枠の範囲内であれば、わざわざ新たに非課税枠を設ける必要がなく、子供の口座に拠出できるのではないか。

⇒ ご指摘のスキームでも十分可能であろうと思うが、その場合には年間の拠出限度額が予め定まってしまうことから、可能なときに可能な金額を拠出できるといった制度の柔軟性がなくなってしまう。制度の普及のためには、制度の利用者の使い勝手の良さから、拠出限度額を設けないほうが良いと考えた次第である。

- ・ 今の質問と関係することをお聞きしたい。教育資金について親あるいは祖父母など扶養義務者が資金提供することは贈与税がかからない¹と私は理解しているが、敢えて贈与税が課税される仕組みにするということは、かえって全体として税負担が増えてしまわないか。

もう一つは、アメリカの529プランでは資金提供者が拠出するときに、多くの州で所得控除があるが、連邦税の取り扱い（控除される、あるいはされない）について教えていただきたい。

⇒ 後の質問から回答すると、拠出控除に関しては州税に関する特典のみで、連邦税はこのような所得控除の特典はない。

最初の質問に関しては、もともと親子間の生計を同一とする親族間での補助、教育費も含めた資金の移転に関しては、贈与はかからないはずだが、祖父母と

¹相続税第21条の3第1項第2号によると、扶養義務者相互間において教育費に充てるためにした贈与による取得した財産のうち必要と認められるものは、贈与税は賦課されない旨規定がある（事務局による脚注）。

孫という関係で教育資金の名義で取得する有価証券や預貯金になると、贈与が発生する可能性がある²。

実際に祖父母が孫の大学のみならず、最近では私立小学校なども含めて教育資金を支援することは一般的には珍しいことではないかもしれないが、ただ、贈与の枠（通常必要と認められるもの）を超えた部分での資金の移転が行われている場合には、本来は贈与税の対象になると考えられる。

- ・ まさにその部分は非常にあいまいになっている。ご指摘の通り、ほとんどの場合、祖父や祖母が学校の授業料などを親の代わりに支払っていても、贈与税が非課税となる「通常必要と認められるもの」の範囲ということで贈与税を払うことは、実際には無いのではないか。

- ・ 「学校教育費の公私負担について、高等教育、大学段階の公財政の負担で日本が33%で、フランスとかドイツというのは80%を超えている。」という説明があり、驚いた。これはどういう形で公財政が教育費を負担しているのか。

もう一点は我が国に欠けている教育費負担の「時間分散手段」ということで、「先に資産形成する手段がない。」という指摘があった。そのような指摘を踏まえ、教育資金作りの目的で保険商品があると思うが、このような保険商品には何か問題点があるのか。

⇒ フランス、ドイツも共に政府の支出により家計が負担する授業料が無料もしくは低額となっている。そもそもフランスとドイツは教育制度自体が独特であり、かなり限られた人が大学へ進学しているという状況があるので、日本やイギリス、アメリカと同様に単純比較しづらいという印象を持っている。しかも、これまでは手厚い社会保障が可能であったドイツも、最近では各種制度を見直しており、家計に授業料の一部負担を求めるといった制度に変更しつつあり、過渡期の状況であると考えられる。

次に、学資保険やこども保険など保険商品についてであるが、そもそも商品の目的が資産形成というよりも保険目的であって、死亡保障があることが今回提示した枠組みとは最大の違いと言える。現在の金利状況では支払った掛け金

²相続税法基本通達21の3-5によると、教育費の名目で取得した財産を預貯金や株式の買入代金などに充当した場合における預貯金や買入代金等の金額は、贈与税の対象として取扱うものとする旨規定がある（事務局による脚注）。

より戻ってくる金額が少ないということもある。現行の保険商品の中には純粋に資産形成のための商品はないと認識している。

- ・ 宮本氏の説明の中で「負担の時間分散」（今払うというのではなく、あらかじめ教育資金を貯めて払う、又は教育資金を借り入れて払う（後で返済する）という考え方）という言葉には賛成であるが、私も今の議論にあったように誰が教育資金を負担するのかということを念頭に置く必要があると思っている。「負担の時間分散」の「負担」とは、「親が」、入学金等の費用若しくは大学の4年間のためにかかる費用の負担を分散するということを前提としているかと思う。「高齢者に資産が偏在していることから、若年層に資産移転する。」という説明があったが、高齢者が資金を負担する場合は、積立型というわけにはいかず一時払いということになるので、「負担の時間分散」ということと違うスキームになってしまうのではないか。この辺の議論はしっかりと詰めておく必要があると思う。

⇒ ご指摘のとおり、今提案している個人奨学金は現役世代の月々の小さい資金と祖父母世代の余裕のある比較的大きめの資金の両方をイメージしている。ただし、祖父母世代も常に資金があるわけではなく、場合によっては年金収入の中から小さい資金を月々捻出する方も想定されることから、積立型と一時払い型の双方をイメージした案を出している次第である。

ワンタイムの資産移転の資金が入ってくるとすれば、金融機関側から見ても積立型だけのように口座の運営・管理の観点でコスト持ち出しになるとも限らないという意味合いをつけられるのではないかと考えている。

- ・ 拠出限度額を設けないとすることについては、例えば、祖父母が500万円を一時払いで拠出して、子供が大学入学するまでの間（18年間程度）の運用益を非課税とすることを想定しているという理解でよいのか。

⇒ ご理解のとおりである。拠出方法は自由度があったほうが普及という点ではよいと思っている。

- ・ 誰が資金提供するかというポイント以外で2点ほど意見を申し上げたい。

1つ目は、今、日本では子供のいない世帯が多くなっている現状において、高等教育資金運用制度を導入しても必ずしもすべての世帯が恩恵を得られるわけで

はない。したがって、なぜ子供のいる家庭についてはこのような制度が必要なのかという論理が必要であると思う

2つ目は、教育費用の負担の重くなる時期が東京とそれ以外の地域では違うことに留意したほうがよいと思う。特に地方の場合、ほとんど高校までは公立学校で過ごすことが多く大学で集中的に負担が重くなるということでよいが、東京の場合は、小・中・高校において私立学校や一貫校に受験する場合など、子供が小さい頃にも大きく費用負担が発生するケースが多いのではないかと。したがって、敢えて大学入学に限定する必要はないと思う。

⇒ 最初の点に関して、例えば本日紹介した529プランもジュニアISAも、拠出者は親族に限らず知人でも拠出できる制度設計になっている。そういった意味では、こういったスキームの中に、例えば知人の子供に対しての資金援助というような意味合いも、取り入れるというのは考えられるし、米国では、企業あるいは地方政府がマッチング拠出のような形で、次世代育成を社会全体でサポートしているような事例もあるので、こういったことを参考に今後、大いに考えていきたいと思っている。

2番目の点について、大学での費用発生なのか、あるいは、もう少し手前での費用発生にもウエートを置くべきかという点であるが、現在の民主党政権では、子ども手当や高校段階での授業料の実質無償化という政策が導入されていて、政策的には高校段階まで手当てされているという形になっているので、政策的な空白地点となっている大学段階にフォーカスしたほうが、より導入の実現、導入の可能性というものが高まるのではないかと考えている。

- ・ 自分が米国に留学していた経験だと、米国は基本的に学費が非常に高いが、その代わりどんな人でも大学に行きやすくするための様々な制度でサポートしている。奨学金制度の利用やローンを金融機関から無担保で借りて就職した後2、3年で返済するといったことができる。米国の場合は、背景には機会均等という精神があって、教育機会をより多くの人に与えて人材を育成していこうという国の方針が反映していると思う。

そこで、こういった制度を新たに導入する場合によく議論になることは、実は可処分所得に占める大学の学費の割合について、日本と米国を比較したとき、日本はそれほど高い割合を占めていないという事実があったとすると、制度の導入

は不要という議論になると思う。海外との対比を行った場合の制度の意味づけ、位置づけといったところを詰めて議論しなくてはいけないと思う。

⇒ 海外との対比という意味では、大学の名目授業料の可処分所得に占める割合が最も高い国は主要国の中では米国がやはり一番高いと思うが、ご指摘の通り、米国の場合は大学側からの奨学金や、仮に公立に行った場合には州政府からのサポートもあるので、実際に学生が負担すべき授業料、実質的な授業料と、それから、日本の現在の私立あるいは公立の授業料を比べると、大きな差はないというのが現状である。

価格では大きな差がない一方、家計の負担となると日本の場合には給付奨学金は基本的にはないので、平均的に言うと、日本の家計は広く重い負担を求められていると思う。また、学生本人が借りるという手段が米国では広く普及しているが、日本では学生本人に対して貸してくれる金融機関は非常に稀ではないかと思う。そういった意味では、日本の場合は米国よりも親の負担が重いというのが現状ではないかと考えている。このように考えると授業料の可処分所得の割合だけを比較したらそれでいいのかというと、実はそうでなくて、日本では学習塾の費用なども含めて、考慮に入れるべき要素として、他にもいろいろあるのだと思う。

- ・ 私はファイナンシャルプランナーの仕事をしていて教育費の相談を受けることがあるが、先程もあったとおり、学資保険については一般的に子供が小学生になるまでに加入しないとしっかり積み立てることができない。逆に、生まれてすぐに始めるのであれば利回りもよく、契約者が亡くなったときはその後の保険料も払わなくていいので、現行ある商品として学資保険で足りると思う。しかし、実際には子供が小学生になる前から子供の教育費を積み立てている人ばかりではない。以前は郵貯や一般財形で有利なものがあったが、現在は途中から開始してしっかり積み立てることのできる商品がないので、今回提案のあったこのような枠組みはいいと思う。その際は、資金が手元にある場合、ない場合などいろいろな事情があると思うので、制度としては自由度が高いほうがよいと思う。
- ・ 教育資金の積立商品としては現在保険しかないが、業界としては裾野拡大という観点から今回提示した枠組みは重要であると思う。

ただし、私は資金提供元は祖父母を対象としてはいけないという点で、宮本氏の提案とは違う意見を持っている。祖父母まで対象としてしまうと、先程の指摘にもあったとおり、贈与の問題があって、「金持ち優遇」という議論につながってしまう。若年層への資金移転は別に議論したほうがよいと思う。

- ・ いろいろ議論を聞いていて私が思うところは、どこの世代をターゲットとすべきかということが大きなポイントであると思う。現役世代がチャイルド・トラスト・ファンドなどをある程度強制的に利用することで、投資するという習慣を次の世代がそれを引き継いでいくということが重要であり、そのような長いスパンで見えていく必要もあるのではないかな。
- ・ 私のほうから1点だけ森中委員のプレゼンについて述べたい。私は3つの大学で客員教授を務めており、感じていることは起業（投資）教育を急がなければいけないということである。

現在のような経済環境下にあっては公務員志向が非常に強まっている。就職氷河期といわれる一方で、実際には中堅・中小企業は人材を求めているにもかかわらず、学生は、大企業で雇ってもらえなければ就職浪人や大学院へ進学するということをよく耳にする。

「東北を復活させよう」と大々的な意見を言う学生の多くは、東北の立派な中堅企業、非常に世界的にもシェアを高く持っている企業に就職するかというところではなく、非常に矛盾したことを平気で語っている。このように起業あるいはチャレンジ精神といった志向がないという現状を肌で感じただけではなく、銀行の融資の方法も含めて、一度失敗した場合でも再チャレンジすることに対する支援についてはもっと力を入れるべきではないかということは常々感じていたので、起業あるいはチャレンジ精神の重視は、非常に貴重なご意見だったと思う。

ただ、先日、東北のベンチャー企業、ベンチャーファンドの方々と座談会を持つ機会があったが、その中の意見として、「周りで起業して成功した人を見たことがない。」という学生がとりわけ地方には多いということもあり、このような成功体験をどういう形で共有させていくのかという点も難しい課題ということも付け加えておきたい。

3. その他

事務局から、「本懇談会で議論のあった一部の事項については、平成25年度の税制改正要望の対象とすることを検討するため、本議論のこれまでの議論の模様を本協会の税制改正要望を議論する『証券税制に関するワーキング・グループ』（4月4日開催）に対し説明することとしたい。」との提案を配布資料に基づき行った結果、出席委員の了承を得た。

4. 閉 会

座長から、「次回の開催は平成24年4月23日（月）の午後2時から開催する。」等の発言があり、閉会となった。

以 上